

地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）

【要件（PDF）】

☐	発電量は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とする。
☐	設置費用の根拠となる資料を添付すること。
☐	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
☐	FIT の認定又はFIP 制度の認定を取得しないこと。
☐	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
☐	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
☐	地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
☐	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
☐	防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
☐	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
☐	20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 ※該当する場合、別に写真を添付してください。
☐	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

☐	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
☐	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
☐	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
☐	交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
☐	10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
☐	10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
☐	公有地や農地、ため池、廃棄物最終処分場を活用して再エネ発電設備を設置する事業であって、再エネ発電設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること。
☐	太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費される電力量を、発電する電力量の50%未満とすること。
☐	太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこ

	と。
☐	施工前後の写真を添付すること。